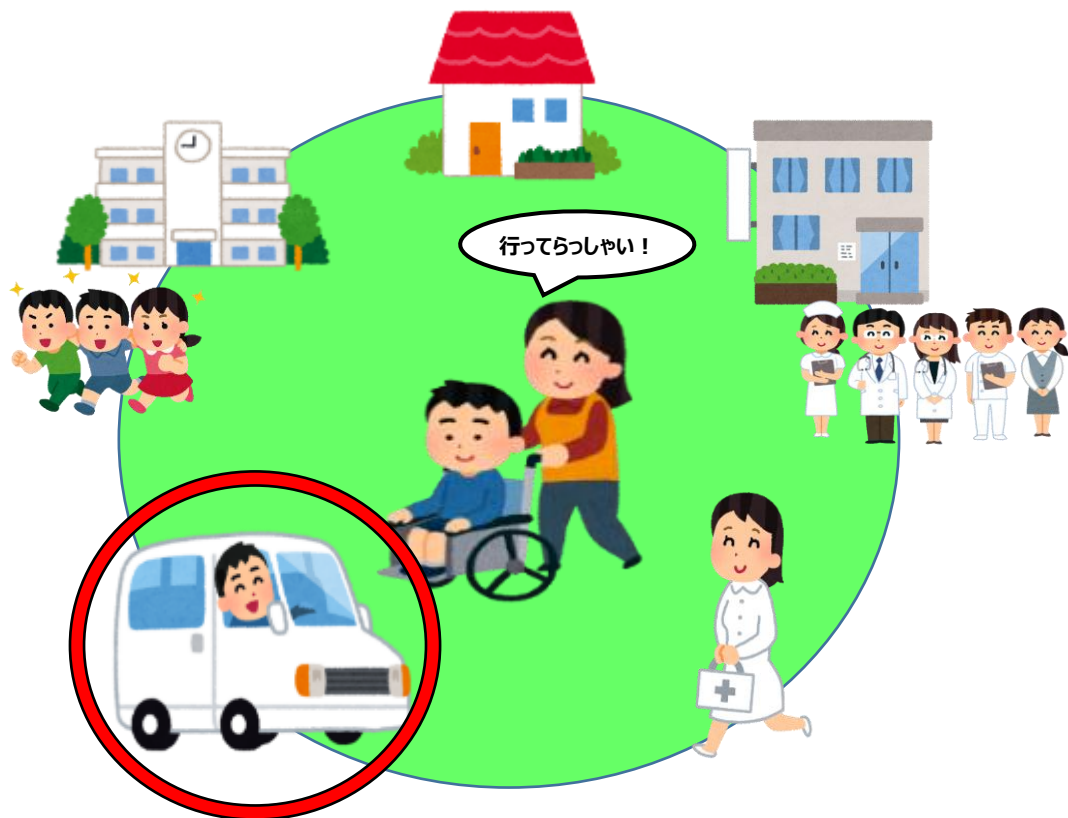


医療的ケア通学支援事業のてびき



医療的ケアが必要な児童生徒の通学を支援します！

大阪府教育委員会は、本事業について、児童生徒の学びの意欲を尊重することと安全確保を最優先に、円滑かつ確実に実施します。

医療的ケア通学支援事業に関する問い合わせ窓口

＜府立支援学校に関すること＞

大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課 制度推進グループ

電話：06-6941-0618（直通） FAX：06-6944-6888

＜府立中学校、高等学校に関すること＞

大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 生徒指導グループ

電話：06-6944-3858（直通） FAX：06-6944-6888

〒540-0008 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館5階

1

医療的ケア通学支援事業の制度概要

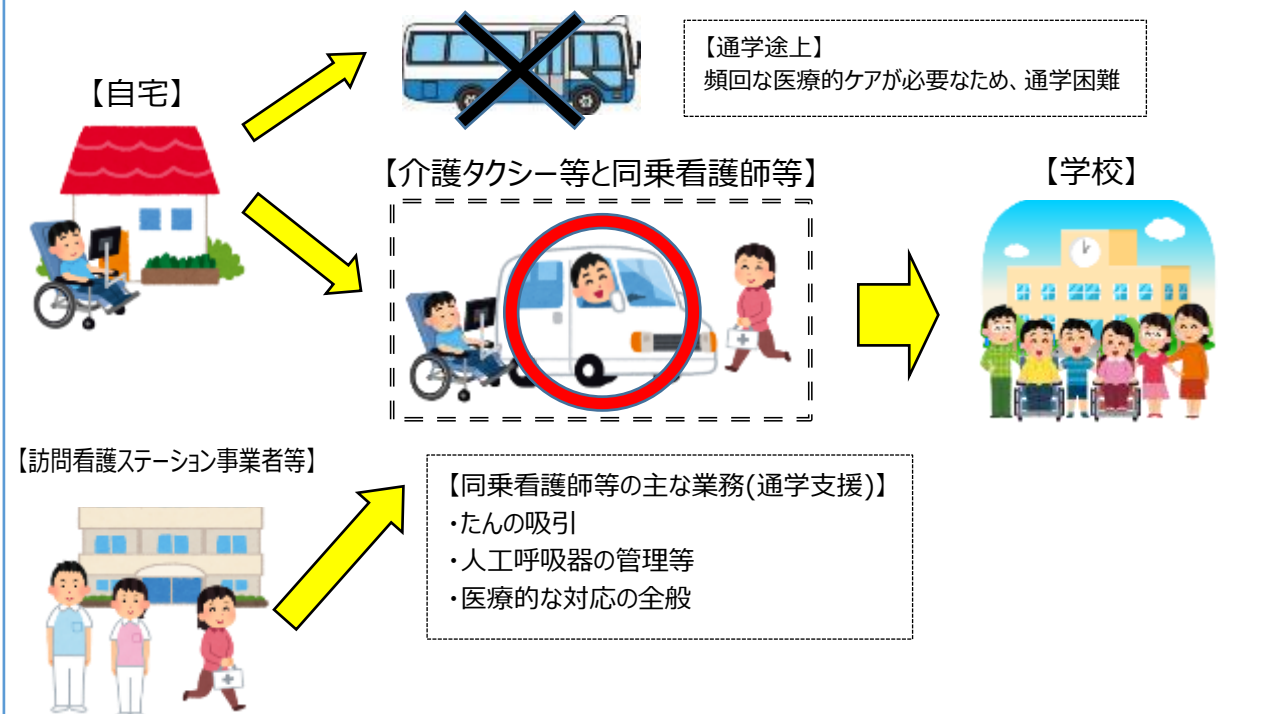
(1) 目的

- 府立学校において、通学中に医療的ケアが必要なため、通学が困難な児童生徒の学習機会の保障と、送迎等を行っている保護者の負担軽減を図る。

(2) 事業内容

- 介護タクシー等に看護師等が同乗し、児童生徒の医療的ケアを実施することにより通学を支援する。

〇イメージ



(3) 対象者

次にあてはまる児童生徒

- 府立学校に在籍していること
 - 通年に渡って通学に次の医療的ケアが頻回に必要なため、通学が困難な状態にあり、当該通学を安全に行うとともに、当該学校における当該児童生徒に対する万全な医療的ケアの体制を確保できると府教委及び当該学校長が判断していること
- ①口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引 ②気管カニューレ内部等の喀痰吸引
③酸素療法や人工呼吸器の管理等 ④ ①～③と同等の医療的ケア



(4) 医療的ケアの実施者

- 対象児童生徒の医療的ケアを実施できる看護師または介護職員（以下、「看護師等」とする）
 - ・看護師【看護師免許（国家資格）を有する者】
 - ・介護職員【対象児童生徒に必要な医療的ケアを実施できる認定特定行為業務従事者^(★)】

★「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 4 条第 1 項」及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）」に基づく認定特定行為業務従事者認定証を交付されている者

(5) 実施する医療的ケア

- （3）①～④に係る主治医の指示（指示書）に基づく医療的ケア

- ただし、介護職員が対象児童生徒に実施する医療的ケアは、

関連法令に基づく特定行為（認定特定行為業務従事者認定証に記載のある行為）とする。



【特定行為】

- ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

【関連法令】

- ・「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号）
- ・「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和 62 年政令第 402 号）
- ・「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和 62 年厚生省令第 49 号）
- ・「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 72 号）
- ・「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）

介護タクシー等事業者

①対象となる事業者

- ・道路運送法に基づき、旅客自動車運送事業（一般乗用自動車運送事業等）を実施している事業者
- ・同法に基づき、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を実施している事業者

②利用区間

- ・自宅 ⇄ 学校 間

③手続きの方法：保護者と事業者との同意

（同意書を交わします。）



支援学校：特別支援教育就学奨励費のうち、通学費分の受領及び支払いを学校長に**委任**
 府立中学校、高校：通学費用の受領を保護者から事業者**に委任**

④キャンセルについて

- ・予め、保護者と事業者でキャンセル料等の確認をしておいてください。
- キャンセル料が発生する場合は、保護者負担となります。

（参考）医療的ケアを実施する事業者

①対象となる事業者

- ・対象児童生徒の医療的ケアを実施できる看護師等が所属している事業者
 （訪問看護ステーション事業者や放課後等デイサービス事業者等）

- ・介護職員が所属する事業者においては、

都道府県知事から、『喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）』として登録を受けた事業者であること



②手続きの方法：府教委と事業者との契約

（事業者から見積りをとったうえ、契約書を交わします。）






3




医療的ケア通字³支援事業利用の流れ

介護タクシー等事業者 《 主な事務手続き 》

	手順	提出書類等	時期	備考
利用開始前	(保護者の動き) ◆保護者は学校に相談し、学校から本事業の対象か否かを伝えられる。 ◆事業の対象である場合、保護者は、学校から事業概要の説明を受け、必要書類を受け取る。 ・「医療的ケア通学支援事業就学奨励費通学届出書【様式第1号】」 ◆保護者は、学校に届出を行う。 ・「医療的ケア通学支援事業就学奨励費通学届出書【様式第1号】」			
	①保護者から相談を受ける。			保護者は、利用希望日等、必要な情報を事業者へ伝え、キャンセル時の対応の確認等を行い、事業者の同意を得る。
	②保護者からの相談を受けて、保護者に受託可能か否かを伝える。			
	③同意書を作成する。	同意書【様式例】	①の同意の後	所要事項の記入・押印
	(保護者の動き) ◆保護者は、委任状を作成し、学校に提出する。			
利用開始後	④利用開始			学校内の車両停車場を確認する。
	府教委と訪問看護等事業者間で契約を締結したら、...			
	⑤学校、保護者、訪問看護等事業者と打合せを行う。 <small>(注)学校にて実施。 必要に応じて、自宅でも実施。</small>			学校内の車両停車場や学校への引継ぎ方法等を確認する。 (打合せ参加者) 学校・保護者・看護師等事業者・介護タクシー等事業者
	⑥安全確認等(試走)を行う。	*対象児童生徒、保護者、看護師等が同乗		保護者及び看護師等は、車両の揺れの程度や停車可能場所等を確認する。
	通学支援(看護師等同乗による登下校)開始			
	⑦運行伝票を作成し、提出する。	運行伝票【様式例】	運行ごと	事業者は、保護者からの依頼を受けて、運行伝票を作成する。作成後、事業者は直接学校に提出する。
⑧請求書を作成し、提出する。	*利用明細が記載されたもの(利用日と1回あたりの金額)	月ごと	事業者は、保護者からの依頼を受けて、請求書を作成する。作成後、事業者は直接学校に提出する。	

(参考) 看護師等 《 主な業務内容 》

場所	登校時の対応	備考
自宅 	① 予定時刻に対象児童生徒の自宅に集合 (介護タクシー等事業者／訪問看護ステーション事業者等) (注)保護者は、看護師等が到着する前に、児童生徒の健康観察等(バイタルチェック・全身状態の確認、医療機器の確認)及び車両乗車前の医療的ケア、車いす等への移乗等をすべて終え、車両の乗り込みが可能な状況にしておく。	
	② 保護者からの引継ぎ	
	③ 健康状態等の確認 <input type="checkbox"/> バイタルチェック <input type="checkbox"/> 全身状態の確認 <input type="checkbox"/> 医療機器の確認 <input type="checkbox"/> 車両乗車前の医療的ケアの実施状況の確認 等 【！】健康状態等の確認の結果、安全に通学できないと判断するときは、その日の通学等は中止となります。	[引継ぎ方法] 保護者は日報(様式第4号)に引継ぎ事項を記入しておき、看護師等はその内容を確認する。
	④ 車両への乗り込み、出発	
車内 	⑤ 車内での状態の観察等	
	⑥ 医療的ケアの実施 <input type="checkbox"/> 乗車中に、喀痰吸引等の医療的ケアが必要となった場合は車両を安全な場所に停車させ、医療的ケアを実施する。 <input type="checkbox"/> 状態が安定したことを確認し、記録する。	
学校 	⑦ 学校到着、看護師等から学校へ引継ぎ	[引継ぎ方法] 看護師等は日報(様式第4号)に引継ぎ事項を記入し、学校はその内容を確認する。

場所	下校時の対応	備考
学校 	① 予定時刻に学校に集合 (介護タクシー等事業者／訪問看護ステーション事業者等) (注)学校は、看護師等が到着する前に、児童生徒の健康観察等(バイタルチェック・全身状態の確認、医療機器の確認)及び車両乗車前の医療的ケア、車いす等への移乗等をすべて終え、車両の乗り込みが可能な状況にしておく。	
	② 学校からの引継ぎ	
	③ 健康観察等 <input type="checkbox"/> バイタルチェック <input type="checkbox"/> 全身状態の確認 <input type="checkbox"/> 医療機器の確認 <input type="checkbox"/> 車両乗車前の医療的ケアの実施状況の確認 等 【！】健康状態等の確認の結果、安全に下校できないと判断するときは、学校が保護者に学校へ来るよう連絡する。	[引継ぎ方法] 学校は日報(様式第4号)に引継ぎ事項を記入しておき、看護師等はその内容を確認する。
	④ 車両への乗り込み、出発	
車内 	⑤ 車内での状態の観察等	
	⑥ 医療的ケアの実施 <input type="checkbox"/> 乗車中に、喀痰吸引等の医療的ケアが必要となった場合は車両を安全な場所に停車させ、医療的ケアを実施する。 <input type="checkbox"/> 状態が安定したことを確認し、記録する。	
自宅 	⑦ 自宅到着、看護師等から保護者へ引継ぎ	[引継ぎ方法] 看護師等は日報(様式第4号)に引継ぎ事項を記入し、保護者はその内容を確認する。

Q 1 : 対象児童生徒の登校日は、どのように設定するのですか。

本事業は通学中の車両内で医療的ケアを実施するものであり、安全確保が非常に重要です。

A 1 : 本事業の活用にあたっては、主治医、学校医、保護者等と十分に相談し、体調等を考慮して、開始当初は登校日を少なめ設定するなど、慎重に判断いただくよう、保護者及び学校に伝えています。

Q 2 : 保護者から相談があった場合は、必ず引き受けなければならないのですか。

A 2 : 事業者が本事業に同意されるには、人員の確保等の体制が整うことが必要ですので、同意が難しい、あるいは、同意いただくまでに時間を要するケース等も考えています。

Q 3 : これまで車両で移動した経験がない児童生徒も、この事業を利用するのですか。

A 3 : 安全が第一の事業ですので、保護者には、慎重にご判断いただくよう、伝えています。

Q 4 : 対象児童生徒と保護者が同乗する安全確認（試走）は必須ですか。

A 4 : 必須です。安全確認（試走）時には必ず保護者が同乗し、同乗の看護師等と道路状況等を確認します。保護者及び看護師等の双方が安全に送迎できると判断されるまで行うことが必要です。

Q 5 : 保護者から依頼があった場合、通院等を理由に、送迎の途中で病院に寄ってもよいのですか。

A 5 : できません。本事業の送迎範囲は、原則として、自宅ー学校間です。



Q 6 : 車両の送迎料金の基準は、距離または時間のどちらですか。

A 6 : 認可等による基準（事業者で定めている基準）に従ってください。

Q 7 : 看護師等は送迎業務終了後、どのように所属の事業所に帰るのですか。

A 7 : 受託事業者それぞれに任意の方法で帰ることになります。

令和3年6月17日

※今後、この「てびき」の内容は、変更されることがあります